

固定資産税の 課税明細書および納税通知書の発送・縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧

■課税明細書および納税通知書

納税通知書は、4月10日(木)に発送する予定です。※同一人が所有する土地・家屋などそれぞれの課税標準額の合計が法定免税点(土地…30万円、家屋…20万円)以上の場合のみ。

納税者の皆さんに固定資産税・都市計画税の課税内容を正しく把握していただくため、納税通知書の巻末に課税明細書を記載しています(所有している資産が多い方には、納税通知書と別つづりでお送りします)。

課税明細書は再発行できませんので、大切に保管してください。

■固定資産縦覧帳簿の縦覧

固定資産税を納めている方は、自分の土地や家屋の価格をほかの土地や家屋の価格と比較することができます。ただし、土地の固定資産税のみを納めている方は、家屋の縦覧はできません(家屋のみの場合も同様です)。また、縦覧には本人確認できるものが必要です。

期 間 4月1日(火)～30日(水)
平日午前8時30分～午後5時15分

場 所 税務課資産税係

手数料 無料

縦覧帳簿の記載内容

- ▷土地の所在、地番、地目、地積、価格
- ▷家屋の所在、地番、家屋番号、構造、種類、床面積、価格、建築年

■固定資産課税台帳の閲覧

課税台帳には、固定資産税・都市計画税の課税の基礎となる価格などが登録されており、納税者および借地・借家人の方などは、年間を通して固定資産課税台帳を閲覧することができます。

閲覧には本人確認できるものが必要です。また、借地・借家人の方などが閲覧する場合は、それを確認できる書類の提示が必要です。

場 所 税務課資産税係
手数料 1件当たり300円
(左記縦覧期間中は無料)



問 税務課資産税係(内線176・177)

正しく知ろう 同和問題

■同和問題とは

部落問題ともいわれる、日本独特の身分による差別問題です。江戸時代の身分制度である「士農工商」では、さらに下の身分とされる人々がおり、彼らは職業や居住地を制限され、ほかの身分の者から厳しく差別されてきました。

明治時代になってこの身分制度は廃止されましたが、多くの村々で差別は続きました。現在でも、その地域の出身であることやその地域に住んでいるということを理由に、結婚や就職で差別問題が起きているのが現状です。

21世紀は人権の世紀といわれています。一人一人が同和問題を含む人権問題に意識を持ち、差別のない社会をつくっていきましょう。

■えせ同和問題とは

同和などを名乗る個人・団体が企業や団体などに対して同和問題への取り組み不足などを口実に高額な図書(同和文献)の購入や献金を要求したり、差別問題を当て付けて抗議を行い、示談金を目的に不当要求したりする行為です。こういった行為は、同和問題に対する誤った知識を植え付ける要因になっており、行政機関では排除に努めています。

えせ同和行為による不当な要求は、き然たる態度で断固拒否しましょう。

問 福祉課厚生援護係(内線165)

下水道事業受益者 申告書を送付します

市では、下水道が整備された地域に土地を所有する方などに、その建設費の一部を負担していただくため、受益者負担金または分担金の納付をお願いしています。

4月上旬に、平成25年度に下水道工事が完成した地域の土地所有者の方へ「下水道事業受益者申告書」を発送します。内容をご確認の上、4月18日(金)までに申告してください。

申告内容を基に、6月上旬に納付書を発送する予定です。

申告内容

土地の確認(地目、面積、借地人の有無など)、納付方法の指定など

問 下水道課庶務係(内線114)